

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年10月1日 |
| 【会社名】 | 清水建設株式会社 |
| 【英訳名】 | SHIMIZU CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 宮本洋一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3561)1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 曾根豊次 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3561)1111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 曾根豊次 |
| 【縦覧に供する場所】 | 清水建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区吉田町65番地) 清水建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見二丁目11番1号) 清水建設株式会社 関東支店 (さいたま市大宮区錦町682番地2) 清水建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目3番7号) 清水建設株式会社 大阪支店 (大阪府中央区本町三丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年9月30日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)において募集する2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成27年9月30日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

- (2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (2) 転換価額は、当初、1,352円とする。

(後略)

以 上